入すること。

７　氏名又は旧姓等の変更による書換えの申請の場合には、登録証及び書換えの理由を証する書類を添付すること。

８　７の書換えの申請の場合以外の書換えの申請の場合には、登録証を添付し、かつ、合格証又はその写し、講習修了証又はその写し、労働衛生の実務に従事した経験を有することを証する書類その他の書換えの理由に応じてこれを証する書類を提出すること。

９　登録証の損傷による再交付の申請の場合には登録証を、登録証の滅失による再交付の申請の場合にはその事実を記載した書類を添付すること。